金沢市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積	摘要
413	<u> </u>	I]	(m²)	主要用途(処理能力)
計画地 有限会社 越村商店 湊1丁目工場	金沢市 湊 1 丁目	28番3 29番2	雑種地 宅 地	6612	・破砕施設(廃プラスチック類) 47.4 t /日 ・破砕施設(がれき類) 149.1 t /日
計画地 株式会社 中部資源再開発 才田町工場	金沢市 才田町戌 の部	288 番 3	宅 地	15,660	・破砕施設(廃プラスチック類) 231.0 t /日

理由

計画地

(有)越村商店は、現在、長土塀2丁目地内で、古紙を中心に廃品回収業を行っています。 しかし、近年、プラスチック類やその複合物が増加し、古紙から資材の変換を図るため、 処理施設を整備し、事業を拡大するものです。

事業拡大にあたり、現在の長土塀2丁目は、市中心部に位置し、周辺は住宅も多く密集してきており、廃棄物処理施設には不向きな地域となりつつあり、本計画地(湊1丁目地内)に移転するものです。

(有)越村商店湊1丁目工場は、自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車等の処理から発生する廃プラスチック類の処理を行う施設です。

計画地

(株)中部資源再開発は、現在、湊1丁目地内で、産業廃棄物の中間処理業を行っています。

今回、自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車等のリサイクル施設を整備し、事業拡大をするものです。

(株)中部資源再開発才田町工場は、使用済み自動車の破砕処理を行う施設です。

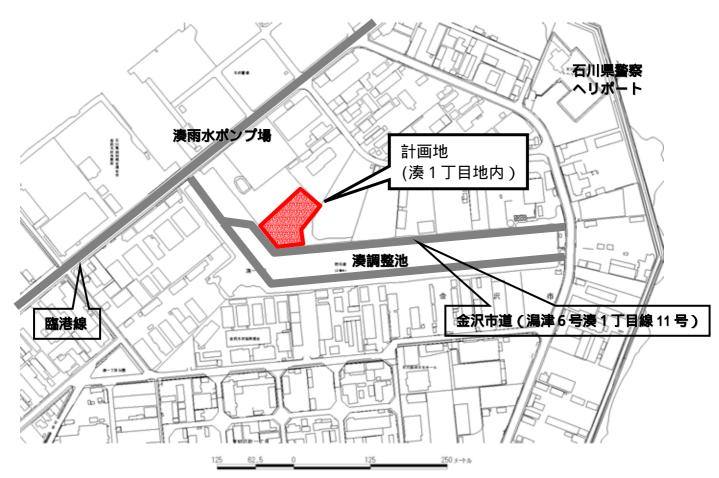
両施設の設置にあたっては、関係町会等及び隣接者への説明、生活環境に関する対処、 関係機関との調整を終了している。

以上により都市計画上支障がないと判断されたので、建築基準法第51条ただし書きの 規定により敷地の位置について石川県都市計画審議会に付議するものである。

議案第218号

位置図(計画地: 有限会社 越村商店 湊1丁目工場)





議案第218号

